

教育民生常任委員会会議録

令和4年2月18日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和4年3月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(2月18日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	4
付託事件審査(3)	5
付託事件審査(4)	7
付託事件審査(5)	8
審査終了	9

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時 令和4年2月18日(金曜日) 午前10時00分
場 所 議事堂 議場



事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて(新里高齢者コミュニティセンター)
- (2) 議案第21号 宮古市公民館条例及び宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて(地区センター)
- (4) 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて(新里学童の家)
- (5) 議案第22号 宮古市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例

出席委員（6名）

加藤俊郎	委員長	坂本悦夫	副委員長
白石雅一	委員	畠山茂	委員
橋本久夫	委員	長門孝則	委員

欠席委員（0名）

なし

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

企画部長	菊池 廣 君	新里総合事務所長	蒲野 栄 樹 君
新里総合事務所 住民生活係長	川内 義 昭 君		

(2)

企画部長	菊池 廣 君	市民生活部長	松 舘 恵美子 君
教育部長	菊地 俊 二 君	企画課長	多 田 康 君
環境生活課長	田代 英 輝 君	市民交流センター 所長	中 嶋 良 彦 君
生涯学習課長	田中 富士春 君	広報係長	畠山 善 徳 君
副主幹兼 社会教育係長	里見 正 人 君		

(3)

教育部長	菊地 俊 二 君	生涯学習課長	田中 富士春 君
副主幹兼 社会教育係長	里見 正 人 君		

(4)

保健福祉部長	伊藤 貢 君	こども課長	岡崎 薫 君
副主幹兼保育係長	鳥居 裕 司 君		

(5)

保健福祉部長	伊藤 貢 君	介護保険課長	川原 栄 司 君
いきいきライフ 推進室長	安原 智 子 君		

議会事務局出席者

局 長	下島野 悟	主 任	吉 田 奈 々
-----	-------	-----	---------

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（加藤俊郎君） おはようございます。

ただいままでの出席は、6名であります。定足数に達しておりますので、これから教育民生常任委員会を開会します。

本日の案件は、付託事件審査5件、説明事項3件となります。

なお、各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので、省略します。

また、議案第30号、議案第32号及び議案第39号の公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてにつきましては、事前に担当課より資料による補足の申出があり、これを許可して、お手元に配付しておりますので、審査の参考にしてください。

それではこれより本委員会に付託された議案の審査を行います。

○

付託事件審査（1） 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（新里高齢者コミュニティセンター）

○委員長（加藤俊郎君） 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

橋本委員。

○委員（橋本久夫君） おはようございます。

この指定管理者の件について今調書も、資料として配られて、目を通していているところだったんですが、1点だけちょっと教えていただきたいんですが、指定管理者として、ここが受託者になったということなんですが、これを見てちょっとこう、審査点ですね、61.7ということで、基準点60点を上回っているということで、評価されてるっていうものがあるんですけども、平成16年度からね、ここの団体が、様々な指定管理者として、運営しているっていうことも、記述されてるんですが、この61.7っていうのが合格点を上回ってるかどうかこの採点の基準もちょっとこう、何か実績があればもう少し点数が上がってるのかなって思ったんですけども、ぎりぎりのラインなんですけど、何かこの辺は、点数のちょっとね。

○委員長（加藤俊郎君） 橋本委員、資料が違うようです。

○委員（橋本久夫君） 資料違いますか。失礼しました。62点のほうでした。すいません。

この点数の考え方も含めてちょっと教えていただきたいんですが、ちょっとその評価点というか審査の基準も含めて、この墓目区もあれですか。前年度からも、やっぱり管理者としてなってるということの理解でよろしいですか。それとも全く新しい団体として、指定管理に公募したということからまず教えてください。

○委員長（加藤俊郎君） 蒲野新里総合事務所長。

○新里総合事務所長（蒲野栄樹君） はい。ただいまのご質問でございますが、墓目区につきましては、もともと、もともとといいますか地元の団体でございます、ずっとこの施設の管理をお願い、委託してる団体でございます。

○委員長（加藤俊郎君） 橋本委員。

○委員（橋本久夫君） あわせて先ほどの質問につながるんですが、この審査点数はもっとあってもいいのかな

と思ったんですが、60点ぎりぎりのね、審査基準点上回っているからということなんですけど実績があればそれなりの評価がされていくのかなと思ったんですが、この辺の点数の読み方、どう捉えたらいいのかなと思って。

○委員長（加藤俊郎君） 蒲野新里総合事務所長。

○新里総合事務所長（蒲野栄樹君） はい。審査の部分でございます。書類審査ということで、それぞれ指定管理に係る部分の項目について、ここに書いてございますように総務部長、総務課長、財政課長による審査を行った結果、こういった点数をつけていただいたということになります。実際、地域におきまして、施設管理についてはご尽力いただいております、この点数だけでは計り知れない部分あるかと思っておりますけども、今回の審査においては、この点数をつけていただいたということになります。

○委員長（加藤俊郎君） 橋本委員。

○委員（橋本久夫君） そうしたことだとは思いますが、高齢者の創造的活動を助長しとか、いろいろこう、取り組んできた、評価点が書いてあるんで、そういったところからいけば、もう少しね、なんかね、評価の基準も高く見られていくのかなとは思ったんですが、その割にはちょっと審査点が低いのかなってそれを感じたところだったんで、やっぱり実績があればそれなりの、また新たな展開とか新たな運営について、やっぱり創造的なものが含まれていくのかなと思ったんで、そこで、ちょっと確認の意味で質問したところでございます。以上です。

○委員長（加藤俊郎君） ほかに質問する方はございませんか。ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第30号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） はい。ないようですので直ちにお諮りします。

議案第30号は、原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 異議なしと認めます。

よって議案第30号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行いますので、少しの間お待ちください。

〔説明員入室〕

○

付託事件審査（2） 議案第21号 宮古市公民館条例及び宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例

○委員長（加藤俊郎君） 次に、議案第21号 宮古市公民館条例及び宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

白石委員。

○委員（白石雅一君） はい。質問させていただきます。

今回の条例改正に当たってですね、市民交流センター運営協議会との話し合い等は、何かあったのかなという部分をお聞かせ願います。

○委員長（加藤俊郎君） 田代環境生活課長。

○環境生活課長（田代英輝君） 市民交流センターの運営委員会こちらのほうは毎年開催してございまして、今

回の件につきましても、1月に開催をして、この旨の報告をさせていただいております。

○委員長（加藤俊郎君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） その場でどういった意見が出されたかという部分をお聞かせ願います。

○委員長（加藤俊郎君） 田代環境生活課長。

○環境生活課長（田代英輝君） 運営委員会のほうでは、こちらのほうからは、こうした形で進めているというご報告をさせていただきまして、これについては、委員のほうからは様々なご意見もございました。報告ではなくその前段階で、委員会のほう開いてお話をいただくべきではなかったかというようなご意見もいただいたところでございます。

○委員長（加藤俊郎君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） はい。運営委員会の方々には、事後報告になってしまったという形なのかなというふうに思いますけれども、この音楽スタジオが一つなくなるということに関しては、前段にいろいろあったということは認識しておりますけれども、もうそうなることは、1個減らすというところは、もう一つの部分についてはもう市民交流センターの管轄外になるということによろしいですか。

○委員長（加藤俊郎君） 田代環境生活課長。

○環境生活課長（田代英輝君） はい、そのとおりでございます。市民向けの貸室は二つから一つに減るところでございます。

○委員長（加藤俊郎君） 白石委員。

○委員（白石雅一君） 今回、条例の提案ということなんですけど、そうすると永続的にこれはこの状態を続けていくということによろしいですか。

○委員長（加藤俊郎君） 田代環境生活課長。

○環境生活課長（田代英輝君） はい、ご指摘のとおりでございます。貸室は一つになるということで、条例でもってきちっと改正をしようというものでございます。

○委員長（加藤俊郎君） ほかに質疑ございませんか。ほかにないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第21号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第21号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 異議なしと認めます。

よって議案第21号は、原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行いますので少しの間お待ちください。

〔説明員入替〕

付託事件審査（3） 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（地区センター）

○委員長（加藤俊郎君） それでは、進めてよろしいですね。はい。

次に、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

畠山委員。

○委員（畠山 茂君） おはようございます。よろしく願います。

私は、今日いただいた資料を見てちょっと疑問に思ったところをお聞きしたいと思います。資料の一番最後のページのところなんです、指定管理者候補者一覧のところであります。審査点のほうは、先ほど橋本委員が言ったとおりなんかみんなほぼ同じ点数で金太郎あめのような感じでちょっとここは違和感があるんですけども、そこで、私が聞きたいところはこの指定管理料の予定額のところです。最低で年額で15万のところから最高額で約50万のところまであるんですけども、指定料の考え方なんですけれどもこれは、面積なのか、それとも新しい古い建物あると思うんですけども、そうした建物の年数なのか、利用状況なのかそういう、どういった観点で、これだけ指定料の金額が違うのかなというのをちょっと、ぱっと見たときに疑問に思いましたんで、その指定料の算定根拠をちょっと教えていただければと思います。

○委員長（加藤俊郎君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） はい、指定管理料の積算の基準でございますけれども、まずはこれまでの実績をもとに算定してございます。その実績が何かというと、過去の平均利用日数に応じて、管理費を算定してございます。このかぎの開け閉め等に手間がかかるということの部分でございます。それから光熱水費については、これも過去の平均額を基準としております。それから電話料、消耗品、修繕費、こちらにつきましては固定電話があるところは固定電話料、それから消耗品については一律1万円を基準額、修繕費は2万円を基準額、その他手数料について、例えばくみ取り料とかですね、浄化槽の保守料とか、その辺は必要な経費を、過去の実績を見ながら計上をしていると。そういった形で、考え方で計算しているところであります。

○委員長（加藤俊郎君） 畠山委員。

○委員（畠山 茂君） 三つほど、大きな項目の積算根拠をいただいたんですけど、そうすると、どちらかというと新しい古いというよりは、一番大きいところは、利用状況が大きいのかなというふうに私は今、感想として持ったんですが、トータル的な点数が何かこう先ほど言った15万から50万という、今までの実績だと言われると、それをただ継続しているように私からすると見えるんですけども、本当に簡単に言うと、この金額でまずそれぞれの施設は十分運営が適切に行われているんだというふうに評価をしてるんだというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（加藤俊郎君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） はい、必要な経費については計上していると考えております。

○委員長（加藤俊郎君） ほかに質疑はございませんか。はい。これで質疑を終わります。

これより議案第39号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第39号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行いますので、少しの間お待ちください。

付託事件審査（４） 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて（新里学童の家）

○委員長（加藤俊郎君） 次に、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

質疑のある方は挙手願います。

長門委員。

○委員（長門孝則君） すいません、単純で申し訳ない。1点だけ。指定期間なんですけども、5年間ということで、ほとんどが指定管理は3年がほとんどですけども、その5年になった理由をちょっとお聞かせください。

○委員長（加藤俊郎君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎 薫君） 学童の家の指定に関しましては、これまでもずっと5年でやってきましたので、それに倣って5年といたしました。

○委員長（加藤俊郎君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） だから5年にしてる理由をお聞かせください。今までずっとね、5年間ということに倣って今回も5年ということにしたということですけども、なんで5年なのかなど、5年でやってきたのかなど。ほとんど指定管理は3年なんですよね。何か特別な理由があるのかなあとってお聞きます。

○委員長（加藤俊郎君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤 貢君） はい、私のほうからお答えいたします。

今回学童の家ということもありまして、子どもさんを預かるということもありますので、ある程度短い期間でスパンで、管理者っていうか指定管理者が変わると子どもたちにも影響もあるということもあってですね、5年間にしました。一般的に保健福祉部が担当するものはそういうふうな子どもさんたちを預かるというふうな部分もあって、5年間とするのがほとんどでございます。

○委員長（加藤俊郎君） はい、橋本委員。

○委員（橋本久夫君） はい。さっきもちょっとここ資料間違っただんですが審査点も含めて、指定管理者ですが、先ほどの地区センターも含めて非常に同じような点数がずーっと羅列されてるんですがこれも61.7と、割とそんなに高くはない審査点なのかなどは思ってるんですが、いずれ学童の家運営していくときに、このシルバー人材センターさんも、何か所か運営なさってますよね。その際に、例えば今、子どもさんを預かるんで様々なメニューとかいろんな指導なり、そういうことをやってると思うんですが、あれなんですか。例えば同じような運営なり指導なんつか、子どもたちと色々な体験活動をやる場合は、メニューがあるとかね、同じような施設に対して。それとも、同じメニューで運営していくのか、それとも地域ごとによって特色ある運営方法しているのか、その辺はこれどういうふうになってるんでしょうか。

○委員長（加藤俊郎君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎 薫君） 指定管理者、指定管理者を受ける側によっていろいろなメニューをつくるというのは当然でございますけども、シルバー人材センターに関しましても基本的なメニューというのは大体同じだということにこちらは見ておりますけれども、地域ごとによってその地域行事に参加するとか、地域の例えば

保育所と一緒に行事をすとかという独自のメニューがあったりします。

○委員長（加藤俊郎君） 橋本委員。

○委員（橋本久夫君） この場合は、その審査点にもそういうのが評価されていくのかどうかということなんです。意外と余り点数が高くないんでね、こういうところがどうなのかなと思ってるんですが、いろいろ学童によっては最近はちょっと見かけないんですが、百人一首とかね、ああいうのを一生懸命取り組んで、情操教育につなげたりとかいろいろ見受けられているんですが、そういう積極的ないろんな日本の文化を取り入れた遊びとかそういうのもやってるのよく見かけるんですが、近年どうなのかなと思ってこのコロナ禍もあってですね、その辺が少しこういう審査点にも影響してるのかなというふうなちょっと思いもあるんですが、どうなんでしょうかその辺の取組は。

○委員長（加藤俊郎君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎 薫君） はい、学童の指導員さんの得意わざとかそういうのがあったりして、例えば、今おっしゃったように百人一首をやろうとか詩吟をやろうとかっていう活動は今でもありますけども、コロナの影響で、そういった大声出したりというのが出来なくなってるというのは当然あるとは思いますが。あとはそのプレゼンの中での表現の仕方によって、その審査をする方に与える影響というのも当然あるのかなというのは思っておりますので、低かったなら低かった点につきましては、今後の活動のときに、こういう点をもっと盛り上げていこうよというような形で、こちらのほうでアドバイスしていくべきものなのかなと思っております。

○委員長（加藤俊郎君） 橋本委員。

○委員（橋本久夫君） はい、そういう意味ではプレゼンの仕方とかって高齢者の方、年配者にはちょっと大変ですよ。その辺でやっぱり今後の仕組みとかやり方も、やっぱり指導いただきながら、よりよいものにしていくようなことが望まれると思いますので、その辺はよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（加藤俊郎君） そのほかに、質疑ございませんか。ないようですので質疑を終わってよろしいですか。それでは、これで質疑を終わります。

これより議案第32号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第32号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 異議なしと認めます。

よって議案第32号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員は退席してください。

〔説明員入替〕

○

付託事件審査（５） 議案第22号 宮古市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例

○委員長（加藤俊郎君） 次に、議案第22号 宮古市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑のある方は挙手願います。質疑ございませんか。

はい。長門委員。

○委員（長門孝則君） 前に説明したとは思いますが、この廃止理由です。申し訳ないですが、廃止の理由をちょっと、改めてお聞かせ願います。

○委員長（加藤俊郎君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい、介護予防拠点施設につきましては、そもそも遠隔地のデイサービスのためのサテライトデイサービスとして実施しておりましたが、その利用者のほうが減少しておりまして、その理由としましては、当時は、宮古市の社協が業務委託をしてデイサービスをやっておりましたが、現在民間の介護事業者がふえてきましたし、あとは送迎サービスのほうが充実しておりましたので、利用者の方々がそちらの民間のほうをどんどん使うようになりまして、現在、利用をする方がないという状況になってございます。数年、そういう状況でございますので、今回、用途を廃止するというものでございます。

○委員長（加藤俊郎君） 長門委員。

○委員（長門孝則君） この田代の施設はあるんですか。

○委員長（加藤俊郎君） 川原介護保険課長

○介護保険課長（川原栄司君） はい。施設はそのままでございます。

○委員長（加藤俊郎君） ほかに質疑はございませんか。これで質疑を終了してよろしいですか。はい。質疑なしと認めます。

これより議案第22号に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第22号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員は退席してください。

お諮りします。

3月16日の本会議における議案第21号、議案第22号、議案第30号、議案第32号及び議案第39号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思っておりますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（加藤俊郎君） 異議なしと認めます。

以上で付託事件審査を終わります。

午前10時30分 付託事件審査終了

○

宮古市議会教育民生常任委員会委員長 加藤俊郎